

子ども・心身障害者・母子父子家庭・精神障害者(全疾病)医療受給者の皆様へ

1 使用方法

愛知県内の医療機関で診察を受ける際、健康保険証（又はマイナ保険証※／資格確認書）とともに受給者証を窓口でご提示ください。※健康保険の利用登録がされたマイナンバーカードのことです。

医療保険適用後の自己負担額が無料となります。（自費診療分については、本人負担となります）

医療機関等で医療費助成を受けた後に福祉医療を遡って喪失された場合は、後日小牧市から医療費助成額の返還をお願いすることになります。

2 県外の医療機関で診察を受けた場合

愛知県外の医療機関では、この受給者証を使用することができません。

そのため、県外の医療機関を受診する場合には、窓口でいったん自己負担額を支払うこととなりますが、この自己負担額については後日払い戻しを受けることができます。

※支払った日の翌日から5年以内のものが対象です。

◆支給時期

毎月月末締め・翌月末払い（高額療養費の算定対象となる払戻しは、数ヶ月かかる場合があります。）

払い戻し手続きに必要なもの

- ① 領収書（患者名・受診日・医療保険点数の3点が記載されているもの）
※レシートでは、上記3点が確認できないため、受付することができません。
- ② 健康保険証（又は健康保険資格確認書／資格情報のお知らせ（通知））
※医療機関窓口へ提示している医療券・他の受給者証などがあれば併せてお持ちください。
- ③ 受給者証
- ④ 印鑑（自己負担額が21,000円以上の場合）
- ⑤ 預金通帳等振込先のわかるもの
- ⑥ 保険給付金支給証明書又は支給決定通知書※保険者より高額療養費が支払われた場合必要。
- ⑦ （ご本人でない場合）来庁される方の身分証（運転免許証又はマイナンバーカード等）

※健康保険証（資格確認書等）を未提示で医療費を全額自己負担された場合には、健康保険組合等保険者で医療費の支給手続きを行った後、市役所での手続きとなります。

※第三者行為（交通事故等）により診療を受けた場合には、届出が必要となります。

3 届出が必要な場合

以下のような場合には、申請者の身分証を持参のうえ保険医療課へ届出をお願いします。

- ・ ご加入の健康保険に変更があった場合（オンライン申請可）

↳ 届出に必要なもの：新しい健康保険の資格確認書又は資格情報のお知らせ・受給者証

- ・ 住所・氏名等に変更があった場合（オンライン申請可）

↳ 届出に必要なもの：受給者証

- ・ 小牧市外へ転出される場合

↳ 届出に必要なもの：受給者証

子ども医療は各支所
(東部・味岡・北里)でも
お手続きできます

問合せ先

小牧市役所 本庁舎1階⑩窓口 保険医療課 医療係 電話 0568-76-1128